

政令指定都市の状況

○死者の情報に関する取扱いを条例に明文化している例

ア 仙台市（仙台市個人情報保護条例）

第十五条 次の各号に掲げる者は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、前条第一項の公文書に記録されている死者を本人とする個人情報で当該各号に定める情報に該当するものに限り、開示を請求することができる。

- 一 死者の相続人 当該死者から相続した財産に関する情報
- 二 死亡当時未成年者であった死者の親権者 当該死者に関する情報
- 三 死者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子及び父母(以下この条において「配偶者等」という。)並びに当該死者に配偶者等がない場合にあっては当該死者の二親等内の血族 次に掲げる情報
 - イ 当該死者の死に起因して相続以外の原因により当該配偶者等又は二親等内の血族が取得した権利又は負うこととなった義務に関する情報
 - ロ イに掲げる情報に準じて当該配偶者等又は二親等内の血族と密接に関係があると認められる情報としてあらかじめ仙台市個人情報保護審議会の意見を聴いて市長が定める情報

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。ただし、当該未成年者又は成年被後見人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

イ 川崎市（川崎市個人情報保護条例）

第16条第3項 保有個人情報に係る本人が死亡している場合における当該保有個人情報については、次に掲げる者が、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の開示の請求をすることができる。

- (1) 当該保有個人情報に係る本人の配偶者、子又は血族である父母
- (2) 前号に掲げる者がいない場合における当該保有個人情報に係る本人の血族である兄弟姉妹

ウ 新潟市（新潟市個人情報保護条例）

第13条第3項 次に掲げる者は、死者を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- (1) 死者の死亡当時における配偶者並びに死者の子及び父母
- (2) 前号に掲げる者がいない場合は、死者の二親等以内の血族及び死者の死亡当時における一親等以内の姻族
- (3) 死者の相続人

○条例以外の規定等で運用している例

ア 札幌市（札幌市死者情報取扱要綱）＋（札幌市情報公開・個人情報保護審議会答申）

（札幌市死者情報取扱要綱）

第3条 死者情報については、次に掲げる者（以下「開示対象者」という。）に限り、開示の申出をすることができる。

- (1) 当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子又は当該死者の血族である父母
- (2) 前号に掲げる者がいない場合にあっては、当該死者の2親等の血族である者

第4条 この要綱により開示対象者に開示することができる死者情報（以下「開示対象情報」という。）は、実施機関が保有する公文書に記録された情報であって、実施機関が市長を通じて札幌市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いて特に開示する必要があると認める情報に限る。

（平成19年3月30日付け札幌市情報公開・個人情報保護審議会答申第18号）

1 平成17年2月7日付け答申第66号により認めている開示対象情報

- (1) 市立札幌病院が保有する診療に関する記録
- (2) 診療報酬明細書
- (3) 介護保険に関する記録
- (4) 救急出動報告書及び傷病者引継書

2 開示対象情報に追加する情報

札幌市夜間急病センターが保有する診療に関する記録

イ 北九州市（遺族等による死者の個人情報の開示請求取扱基準）

死者の個人情報については、次に掲げる場合は、北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）第16条第1項の規定に基づき、自己に関する情報として遺族等が開示請求できるものとする。

1 死者である被相続人から相続した財産に関する情報であって、相続人が当該情報を開示請求する場合（相続財産の権利が確定していない場合を含む。）

例：相続した土地について、被相続人である死者が生前、市と取り交わした「境界現地確認書」

2 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権に関する情報であって、相続人が当該情報を開示請求する場合（損害賠償請求権が確定していない場合を含む。）

例：災害補償請求権を取得した者が死亡した場合に、その相続人が開示請求する「災害補償認定に関する記録」

例：交通事故、医療事故、火災による死亡に基づく損害賠償請求権に関し、その相続人が開示請求する「救急出動報告書」「レセプト」「カルテ」「火災報告書」

3 近親者固有の慰謝料請求権や遺贈など、死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報であって、当該権利義務を取得した者が当該情報を開示請求する場合（慰謝料請求権等が確定していない場合を含む。）

例：遺贈によって請求者が取得した土地について、死者が生前に市と取り交わした「境界現地確認書」

例：交通事故、医療事故、火災による死亡に基づく慰謝料請求権に関し、当該権利義務を取得した者が開示請求する「救急出動報告書」「レセプト」「カルテ」「火災報告書」

4 死亡した未成年者に関する情報であって、当該未成年者の死亡当時における親権者が当該情報を開示請求する場合

例：未成年である子供の死亡に関して作成された学校事故報告書

